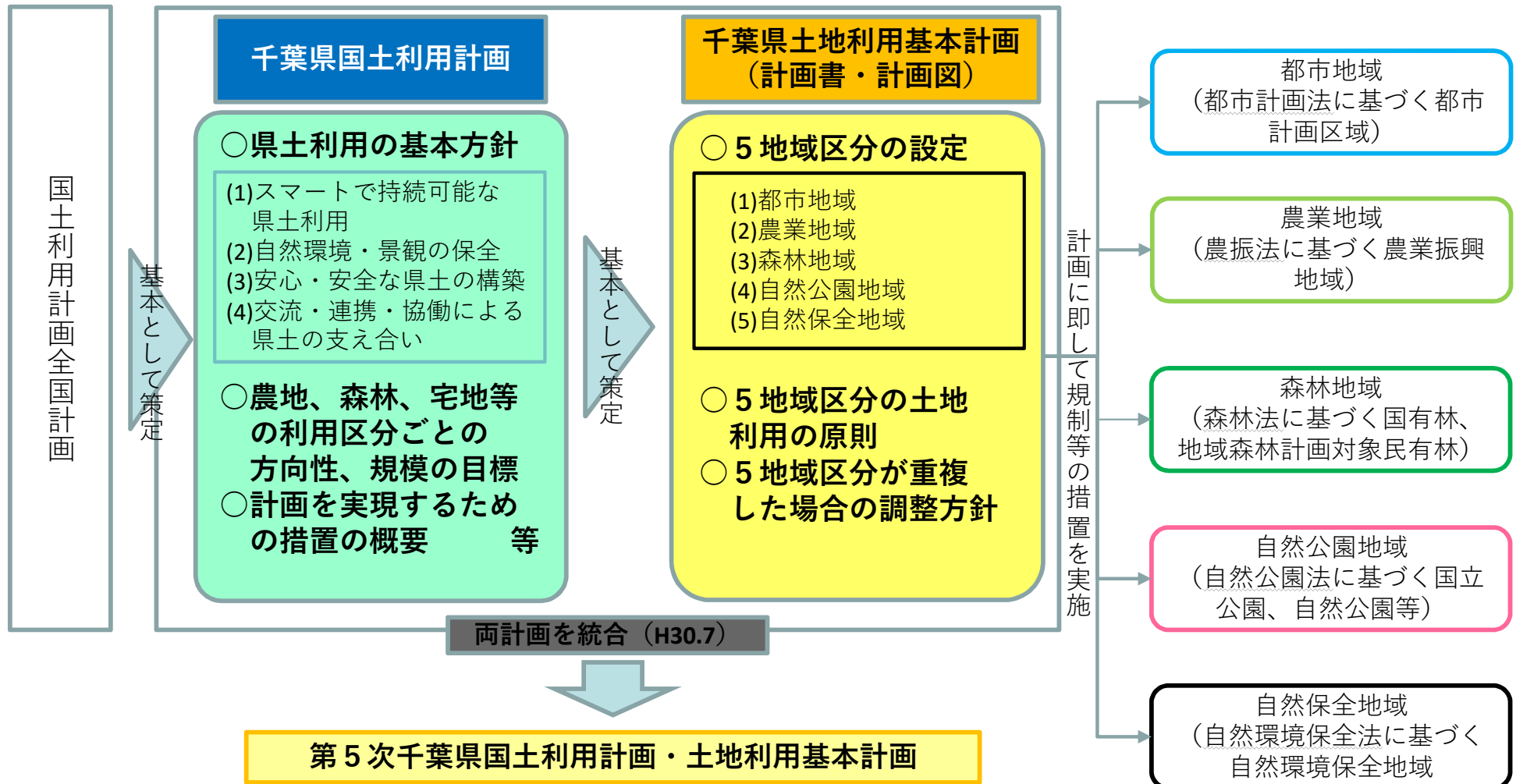


# 国土利用計画及び 土地利用基本計画について

令和4年度千葉県国土利用計画地方審議会資料

## 第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画について

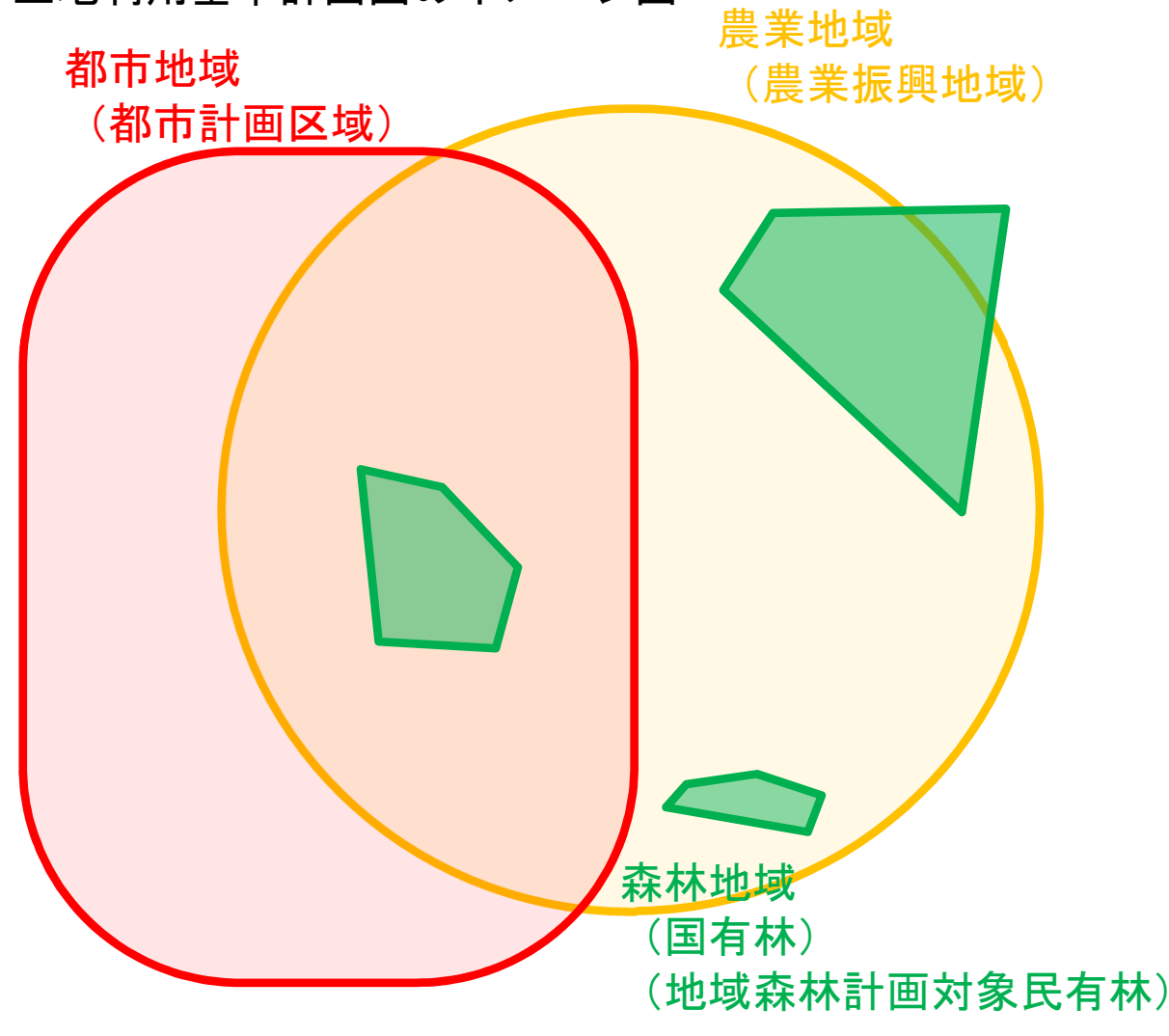
- 国土利用計画は、県土利用の基本方針、農地、森林、宅地等の利用目的区分ごとの方向性、規模の目標、計画を実現するための措置の概要等を定めた計画。
- 土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域等の5地域区分の設定、5地域区分の土地利用の原則、5地域区分が重複した場合の調整方針を定めた計画であり、地方自治体は、土地利用基本計画に即して個別規制法に基づき土地利用規制等を行う。
- 千葉県では平成30年7月に国土利用計画と土地利用基本計画を統合し、「第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画」を策定（令和7年度までが計画期間）。



# 土地利用基本計画図の概要

土地利用基本計画図：県における5地域の区分を、5万分の1の地形図に表示したもの

土地利用基本計画図のイメージ図



5地域区分の面積一覧

5地域区分	現行計画の面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)
都市地域(a)	365,411	70.9%
農業地域(b)	398,041	77.2%
森林地域(c)	153,661	29.8%
自然公園地域 (d)	28,537	5.5%
自然保全地域 (e)	1,774	0.3%
5地域計 (f: a+b+c+d+e)	947,424	183.7%
白地地域	1,809	0.4%
県土面積	515,674	100.0%

注：県土面積は、令和4年1月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。